運用報告書の適正性に関する確認書

2021年8月27日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　殿

本店所在地	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10-5
インフラファンド発行者名	ジャパン・インフラファンド投資法人
	（コード：9287）
代表者の役職・氏名	執行役員
（署名）	川上宏

当投資法人の執行役員である川上宏は、当社の2020年12月1日から2021年5月31日までの第3期計算期間の資産運用報告書の提出時点において、当該資産運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。
不実の記載がないともと認識するに至った理由は以下の通りです。

記

1．投資法人の仕組みについて
本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正含みます。以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務をジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に全て委託しております。また、計算に関する業務、会計帳簿の作成に関する業務及び納税に関する業務等を税理士法人令和会計社（以下「一般事務受託者」といいます。）に、機関の運営に関する一般事務、資産の保管に係る業務及び投資主名簿管理に係る一般事務をみずほ信託銀行株式会社に、それぞれ委託しております。本投資法人の会計監査人は、太陽有限責任監査法人です。

2．資産運用報告書の作成プロセス
一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、本資産運用会社にて必要な情報を収集・集約した上で、資産運用報告案を作成し、本投資法人の役員会にてこれを承認後、提出しております。

3．不実の記載がないと認識するに至った理由
（1）本投資法人の会計監査人である太陽有限責任監査法人より、投信法第130条に基づく会計監査を受け、同監査法人より投信法第115条の2に規定される会計監査報告を受領しております。
（2）税務に関する事項は、本投資法人の税務顧問である税理士法人令和会計事務所による助言及び確認を受けております。
（3）本資産運用会社においては、本資産運用会社が定める社内規定に基づき、必要な内部手続きを経て、当該資産運用報告の提出について承認していることを確認しております。
（4）本資産運用会社におけるコンプライアンス、リスク管理の取組みについて、本投資法人の役員会において逐次報告を受けております。
（5）本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議または報告されております。

以　上